

自治体の支援策も次々と！

各種制度を活用し新型コロナウイルスの影響から 営業と暮らしを守ろう！

緊急事態宣言が解除後の「新しい生活様式」での営業活動は、以前のような活気にまで回復せず、感染拡大の第2波、第3波を警戒しながら自粛生活が続くなか、事業者には更なる「自粛と補償はセットで！」の支援を要求し続けなければなりません。

5月1日から始まった国の「持続化給付金」は、現在250万件を超える申請が全国から出ています。しかし、受付方法のオンライン申請のみが生んだ弊害も重なり、申請して1か月以上経過しても、給付が受けられない業者がいる実態は、政府が言うスピード感を持った対応とは言えず、憤りしかありません。

一方、フリーランス、新規開業者などの対象者の拡充、資料の簡素化等を民商・全商連は経済産業省、中小企業庁などとの交渉を重ね、6月29日からの制度改正に結びつけています。

江津民商会員も続々受給

国の「持続化給付金」は前年同月比50%以上の売上減少月があれば申請可能です。オンライン申請のみということで、パソコンに不慣れな方には民商事務局もサポートし6月末で20件申請し、15件の給付を受けました。(残り5件も近日中には入金される予定です)

今年12月までの売上が対象になります。毎月の売上を前年と比較しながら申請のチャンスを逃さないようにしましょう。



民商事務所で一緒にパソコン操作をしながらオンライン申請しています



全商連ホームページに掲載中
「全商連」で検索

江津民商 70年の活動史上初？ 行政の指定相談窓口を委任される

「江津市中小企業等持続化応援金」6月11日より受付開始

コロナ禍において業者支援の要請行動を第一弾(3月16日)第二弾(5月11日)に加えて、市長・商工観光課・商工会議所と情報交換を重ね、官民一体でこの困難を乗り切ろうと、江津市独自の支援事業として「中小企業等持続化応援金」が創設されました。「幅広く、一人でも多くの事業者がこの応援金を受けてもらい、コロナでつぶされないよう元気を出して商売を続けてもらいたい」という思いです。

任意団体である民商が行政の相談窓口を委任されたことは、全国的にも稀なことで「全国商工新聞」にも取り上げられました。(7月6日号)

民商の役割を行政に認めさせたということは、これまでの役員、会員の活動の成果です。組織として一歩前進したという確信と、より一層、業者の要求を自治体に訴え、住民と地方自治体が一体となる活動に今後も発展させなければなりません。



3月16日 第一弾の緊急要望書提出
井上会長、民商役員と江津市長との懇談



5月11日 第二弾の要望書提出
緊急事態宣言発令の中、3密回避のため役員を代表し野津氏が市長交渉へ

7月3日現在、江津市の応援金は全体で250件超の申請が出ています。(内 江津民商受付は22件)

前年同月比で、今年の1月～7月の売上が20%以上減少した月があれば対象になります。法人・個人問わず上限20万円の応援金給付で、国の持続化給付金を受けた方も申請できます。

江津市内に本店、事業所のある方が対象ですので、記帳整理をすすめ、早めに手続きをしましょう！

※申請期限9月30日まで

江津市以外の近隣自治体の支援制度も次々公表されています。
(裏面に抜粋を掲載)

まだまだ十分な支援ではありません。業者の実態を自治体に訴え、支援が受けられるよう要望の声をあげましょう。

◆自治体独自の支援制度（抜粋） 6月26日現在

- 江津市 中小企業等持続化応援金（上限 20 万円）
商業・サービス業感染症対応支援補助金（上限 80 万円）
- 浜田市 感染症緊急対策家賃補助金（最大 3 ヶ月、上限 30 万円）
商業・サービス業感染症対応支援補助金（上限 80 万円）
観光事業者等支援事業補助金（上限 15 万円）
プレミアム付き「はまだ飲食・宿泊応援チケット」発行
市内宿泊者向け「ウェルカム商品券」発行
- 大田市 中小企業等経営持続化支援金給付
中小企業等雇用維持対策支援
地域商業等持続化支援事業（補助上限 80 万円）
地元飲食店等応援事業（市内飲食店等で使用可能な応援チケット発行）
- 川本町 感染症対策経営持続化給付金（法人 30 万円・個人 15 万円）
家賃等の固定費補助
国の雇用調整助成金への上乗せ（休業手当支給額との差額補助）
社会保険料事業主負担の補助（休業手当支給額の 10%補助）
販路拡大等事業補助（上限 20 万円）
- 邑南町 宿泊業・飲食業に対する補助金（上限 20 万円）
中小企業・小規模企業 事業継続支援金（20 万円）
- 美郷町 緊急経済対策事業継続支援金（上限 30 万円）

※詳細等は各自治体のホームページ、担当課などでご確認ください

◆税・社会保険・公共料金について

- 国民健康保険料、後期高齢者保険料、介護保険料
新型コロナウイルス感染症の影響で収入が著しく減少した場合は減免制度の対象
- 固定資産税の軽減
来年度(2021年度)の固定資産税を事業収入(2020年2月～10月)の減少率で軽減
- ONHK受信料
国の持続化給付金を受けた事業者は 2 か月間の免除申請が可能

その他電気・ガスの支払猶予など、新型コロナウイルスの影響を受けている事業支援制度は増えています。最新情報を確認していきましょう。

◆家賃支援給付金（経済産業省HPより）

家賃支援給付金

に関するお知らせ

家賃支援給付金とは？
5月の緊急事態宣言の延長等により、売上の減少に直面する事業者の事業継続を下支えするため、**地代・家賃（賃料）の負担を軽減する給付金**を支給します。

支給対象（①②③すべてを満たす事業者）

- ① 資本金10億円未満の **中堅企業、中小企業、小規模事業者、フリーランスを含む個人事業者**※
※医療法人、農業法人、NPO法人、社会福祉法人など、会社以外の法人も幅広く対象。
- ② **5月～12月**の売上高について、
・ **1か月**で前年同月比 **▲50%以上** または、
・ **連続する3か月**の合計で前年同期比 **▲30%以上**
- ③ **自らの事業のために占有**する土地・建物の **賃料を支払い**

給付額
法人に**最大600万円**、個人事業者に**最大300万円**を一括支給。

算定方法 **申請時の直近1か月**における**支払賃料（月額）**に基づき算定した**給付額（月額）の6倍**

	支払賃料（月額）	給付額（月額）
法人	75万円以下	支払賃料×2/3
	75万円超	50万円+[支払賃料の75万円の超過分×1/3] ※ただし、100万円（月額）が上限
個人事業者	37.5万円以下	支払賃料×2/3
	37.5万円超	25万円+[支払賃料の37.5万円の超過分×1/3] ※ただし、50万円（月額）が上限

裏面に、よくあるお問い合わせをまとめてあります。ぜひ、ご一読を。 [裏面へ](#)

よくあるお問い合わせ

Q1. 申請に必要な書類を教えてください。
A1. 今後、追加・変更の可能性がありますが、以下の書類をご用意いただく予定です。
① 賃貸借契約の存在を証明する書類（賃貸借契約書等）
② 申請時の直近3か月分の賃料支払実績を証明する書類（銀行通帳の写し、振込明細書等）
③ 本人確認書類（運転免許証等）
④ 売上減少を証明する書類（確定申告書、売上台帳等） } 持続化給付金と同様

Q2. どのようなタイミングで給付金を申請できますか？
A2. 申請開始後、売上減少月の翌月～2021年1月15日までの間、いつでも申請できます。
(なお、給付額は申請時の直近1か月における支払賃料に基づき算定されます。)

Q3. 給付率1/3の上乗せ分が適用され、給付額（月額）の上限が100万円や50万円になるのは、複数店舗を有する事業者だけですか？
A3. 支払賃料が高額な事業者であれば、有する店舗数が1つであっても適用されます。

Q4. 自己所有の土地・建物について、ローンを支払中の場合は対象ですか？
A4. 対象ではありません。

Q5. 個人事業者の「自宅」兼「事務所」の家賃は、対象ですか？
A5. 対象ですが、確定申告書における損金計上額など、自らの事業に用する部分に限ります。

Q6. 借地の賃料は対象ですか？
A6. 対象です。なお、借地上に賃借している建物が存在するか否かは問いません。
(例：駐車場、資材置場等として事業に用している土地の賃料)

Q7. 管理費や共益費も賃料の範囲に含まれますか？
A7. 賃貸借契約において賃料と一体的に取り扱われているなど、一定の場合には含まれます。

Q8. 地方自治体から賃料支援を受けている場合も対象ですか？
A8. 対象ですが、給付額の算定に際して考慮される場合があります。

具体的な対象範囲や申請方法、申請開始日等の、本紙以上の制度詳細は検討中であり、準備ができ次第、公表しますので、今しばらくお待ち下さい。

本紙の内容に関するご質問は、以下のダイヤルまでお問い合わせください。

相談ダイヤル **家賃支援給付金 コールセンター**
0120-653-930（平日・土日祝日8:30～19:00）

7月から申請が始まる国の「家賃支援給付金」
やっと制度の内容が見えてきましたが、7月3日現在、申請書類の書式等はまだ発表されていません。近日中には明確になるかと思われます。

<申請にむけて準備しておくこと>

- ★給付要件が5月以降の売上(収入)が基準です。まず今年5月の売上と昨年5月の売上を比較してみてください。
- ★持続化給付金と同様に前年の月別売上高、対象月の売上元帳等、申請時直近の支払家賃(月額)が分かる資料、賃貸契約書などがあるか確認しておいてください。
- ★申請方法は原則、オンラインのみとする方向のようです。

《ご報告》

10年以上事務所にはエアコンがない状態でしたが、ここ数年の尋常でない暑さを心配いただき、山下さん、梨木さん両役員が5月初旬にエアコンを設置してくださいました。コロナ対策支援等で来訪者があっても、快適な環境で相談活動が可能になりました。両役員さんありがとうございました。